



## Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2014年7月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 法人税に関する新ガイダンス

2014年6月18日、ベトナム財務省は、法人税法(2008年6月3日付)および改正法人税法(2013年6月19日付)の実施詳細ガイダンスを規定する Decree No. 218/2013/ND-CP(2013年12月26日付)の実施ガイダンスを定める Circular No.78/2014/TT-BTC(以下「Circular 78」)を発表した。Circular 78は2014年8月2日に発効し、2014年以降の課税年度に適用される。

Circular 78は、法人税法および改正法人税法ならびに Decree においてすでに発表された修正に加え、課税所得の算定、控除費用、その他優遇措置の適用可否の判定に関するより詳細なガイダンスおよび新ガイダンスを規定するものである。

Circular 78における主要点および変更点は以下のとおりである:

#### (1) 課税所得

不動産、投資プロジェクト、投資プロジェクト出資権および鉱物の探査権・採掘権・加工権の譲渡から生じる所得は別々に計上しなくてはならず、標準税率で課税される。これらの活動から発生した損失(2013年度以前の損失で繰越しが認められているものを含む)は2014年以降の事業所得との相殺が認められる。

#### (2) 控除可能な費用

##### 1) 現金払い以外の支払に係る証憑

Circular 78は、2,000万ベトナムドン以上の物品およびサービスについて現金払い以外の証憑を認める場合の条件を規定している。2,000万ベトナムドン以上の支払を計上後、実際の支払を現金で支払った場合、企業は、当該支払を行った課税年度の費用(損金)を調整しなければならない。ただし、当該調整が必要となるのは、Circular 78の発効日以降に発生する支払のみである。

##### 2) 原材料の使用率

原材料(主要な原料を含む)の使用率基準の登録は不要となる。したがって、企業は、年初または生産サイクルの初期段階において、自身で使用率を設定および管理することのみが求められることとなる。

##### 3) 未払給与引当金

未払給与引当金は年度末から6カ月以内に使用されなければならない(Circular 123/2012/TT-BTCでは12カ月以内と規定)。

##### 4) カジノおよびゲームセンター事業に関する費用

広告、販売促進、接待、マーケティング等に関する費用の15%の控除上限額の算定に、カジノおよび

ゲームセンター事業に関する給与は含まれない。また、これらの事業の役員の家賃費用は売上の 4% を上限とする。

5) 投資段階における支払利子と受取利子の相殺

投資段階に固定資産を建築中の場合で、支払利子および受取利子の両方が発生する場合は、それらを相殺することができる。相殺しきれない支払利子は投資費用から差し引くことができる。

**(3) 法人税率**

法人税標準税率は、2014 年 1 月 1 日から 22% に引き下げられ、2016 年 1 月 1 日以降はさらに 20% に引き下げられる。事業年度が暦年ではない企業は、課税所得を新税率の対象となる暦年に配賦して税額を算定しなければならない。

**(4) 法人税優遇措置**

1) 新規投資プロジェクト

Circular 78 には、法人税優遇措置の対象となる新規投資プロジェクトとみなされるプロジェクトが規定されている。したがって、Decree 218/ND-CP の Article 15 および Article 16 に基づいて新規投資プロジェクトとみなされた投資プロジェクトは、2014 年 1 月 1 日以降に新たに投資証明書の付与を受けなくてはならず、当該証明書の発行日以降に収益の計上を行う。

2014 年 1 月 1 日より前に投資許可証または投資証明書が発行されているが、まだ投資段階にあり、活動も開始されておらず、収益も生じていない、2014 年 1 月 1 日以降に修正投資許可証または修正投資証明書が付与されるプロジェクトは、新規投資プロジェクトとみなされる。

2) 事業拡大プロジェクト

Circular 78 に基づき、2013 課税年度末時点で法人税優遇措置を受けている投資プロジェクトは以下のいずれかを選択することができる：

- a) 引き続き現行の優遇措置を受ける
- b) Decree 218 の条件を充足する場合、残りの期間について Decree 218 の規定に基づく優遇措置を受ける

Circular 78 に基づき、事業拡大プロジェクトが優遇措置の適用を受けるためには、当該プロジェクトが 2008 年 12 月 31 日以前に開始され、2009 年までに生産を開始していなければならない。

2014 年 1 月 1 日以前の事業拡大プロジェクトで、活動の開始および収益の発生が 2014 年 1 月 1 日以降のものは、Decree 218 に定める優遇業種または優遇地域に該当する場合、Circular 78 に定める法人税優遇措置の適用を受けることができる。

## 問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 [kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 [gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平 [juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

マネジャー 今井 慎平 [shiimai@deloitte.com](mailto:shiimai@deloitte.com)

### 本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

URL: [www.tohatsu.com/tax](http://www.tohatsu.com/tax)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関連会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,600名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohatsu.com](http://www.tohatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.tohatsu.com/deloitte/](http://www.tohatsu.com/deloitte/) をご覧ください。